

鳥取市沖合底びき網漁業生産体制存続事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市沖合底びき網漁業生産体制存続事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、意欲のある沖合底びき網漁業者へ代船取得のためのリース料を支援することで、本市の中核的な漁業である沖合底びき網漁業の存続を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付対象者等)

第3条 本補助金の交付の対象となる者は、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和51年法律第43号）に基づく漁業経営改善計画により、漁船リース経費補助事業（水産関係民間団体事業実施要領（平成10年4月8日付け10水漁第944号農林水産事務次官依命通知。以下「国の実施要領」という。）別表1の2に規定する担い手代船取得支援リース事業を行う場合に限る。以下「補助事業」という。）を行う別表の第2欄に掲げる者（以下「補助事業者」という。）とする。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（1円未満の端数を切り上げる。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第4条 規則第4条に規定する申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に定める書類は、様式第1号によるものとする。

2 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請することができる。

(交付決定)

第 5 条 市長は、前条第 2 項の規定による申請を受けたときは、第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第 6 条 規則第 9 条第 1 条の市長が別に定める変更は、別表の第 5 欄に定めるもの以外の変更とする。

(着手届を要しない場合)

第 7 条 規則第 10 条第 1 項第 3 号の市長が別に定める場合は、同項第 1 号又は第 2 号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(実施状況の報告)

第 8 条 補助事業者は、9 月末時点における補助事業の実施状況について、様式第 2 号により報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第 9 条 規則第 12 条に規定する実績報告書に添付すべき同条第 1 号及び第 2 号に規定する書類は、様式第 1 号によるものとする。

2 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

3 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第 3 号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

(国庫助成の中止の報告)

第 10 条 補助事業者は、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年 3 月 26 日付 21 水港第 2597 号水産庁長官通知。以下「国の運用通知」という。）第 3 の 1-2 の (1)のイの(オ)の e に規定する国からの助成の中止が決定された旨の報告があった場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

(処分を制限する財産)

第 11 条 規則第 16 条ただし書の期間は、減価償却資産の耐久年数に関する省令（昭和 40 年大蔵省令 15 号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、市長が別に定める期間）とする。

2 規則第 16 条第 4 号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 取得価格又は費用の増加価格が 500 千円以上の機械及び器具
- (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの

(雑則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 8 月 2 日から施行し、平成 23 年度の補助事業から適用する。

附 則

この改正は、平成 24 年 6 月 26 日から施行し、平成 24 年度の補助事業から適用する。

附 則

この改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、平成 27 年度の補助事業から適用する。

附 則

この改正は、平成 29 年 6 月 1 日から施行し、平成 29 年度の事業から適用する。

附 則

この改正は、平成 29 年 11 月 22 日から施行し、平成 29 年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 16 日から施行し、令和 3 年度の補助事業から適用する。

別表（第 3 条、第 6 条関係）

1 補助事業の内容	国の実施要領別表の 1 の 2 に規定する担い手代船取得リース事業を行う場合、リース料の一部を助成する。
2 補助事業者	漁業協同組合
3 補助対象経費	リース契約書に記載されたリース料月額のうち、付加料部分（リース料月額から船価リース月額を除いたもの）から、国の運用通知第 3 の 1-2 の(1)のイの(㍑)の d の(c)に規定する国庫助成額を差し引いた額。ただし、漁協事務費及び漁協事務費に係る消費税及び地方消費税は、対象外とする。
4 補助率	10 / 10
5 重要な変更	(1) 補助対象経費の増額に係るもの (2) リース契約の変更に係るもの

鳥取市沖合底びき網漁業生産体制存続事業計画（報告）及び収支予算（精算）書

1 事業の目的

2 事業計画（又は事業実績）

事業実施 主 体 名	漁 船 使用者名	漁 船 の 概 要 (漁船名・漁船 の規模・能力)	リ ー ス 期 間	事業費 (リース料のう ち付加料部分)	補助対象 経費（算 定基準額）	負担区分			備 考
						国 補助金	市 補助金	その他	
合計									

3 他の補助金の活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

4 消費税の取扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者）

※消費税の取扱いについて、「一般課税事業者」「簡易課税事業者」「免税事業者」のいずれかに○をしてください。

5 事業完了予定（又は完了）年月日

6 収支予算（又は決算）

(1) 収入の部

(単位：円)

区分	本年度予算額 (又は本年度決算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	差引	備考
国補助金				
市補助金				
その他				
合計				

(2) 支出の部

(単位：円)

区分	本年度予算額 (又は本年度決算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	差引	備考
沖合底びき網漁業生産体制存続事業				
合計				

7 その他添付書類

- (1) リース漁船の仕様書及びリース契約書の写し（リース初年度のみ）
 - (2) 漁業協同組合から国へ提出されたリース助成申請書及び国から漁業協同組合へ送付された助成決定通知の写し（リース初年度のみ）
 - (3) 国から漁業協同組合へ送付されたリース料助成月額決定通知の写し（毎年度写しを添付）
 - (4) 漁業協同組合から国へ提出された当該年度リース料助成金交付申請書（前期・後期）の写し
- (注) 交付申請書には（1）から（3）までの書類の交付申請書の写しを、実績報告書には（4）を添付する。

様式第 2 号（第 8 条関係）

年 月 日

鳥取市長 様

住所
氏名

鳥取市沖合底びき網漁業生産体制存続事業実施状況報告

年 月 日付け鳥取市指令受農林第 号で交付決定があった補助事業等について、
鳥取市沖合底びき網漁業生産体制存続事業費補助金交付要綱第 8 条の規定に基づき、下
記のとおり報告します。

記

区分	年間事業費 (リース料の内、 付加料部分) a	補助対象経費 (算定基準額) b	9 月末現在 (b の経費に係る 事業実施額) c	実施率 c/b	備考
合計					

様式第 3 号（第 9 条関係）

年 月 日

鳥取市長 様

住所
氏名

仕入控除税額確定報告書

年 月 日付け鳥取市指令受農林第 号で交付決定があった補助事業等について、
鳥取市沖合底びき網漁業生産体制存続事業費補助金交付要綱第 9 条第 3 項の規定に基づ
き、下記のとおり報告します。

記

- 1 鳥取市補助金等交付規則第 12 条の 2 に基づく確定額
(年 月 日付け受農林第 号による額の確定通知額)

金 円
- 2 実績報告控除税額
(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定交付控除税額)

金 円
- 3 消費税及び地方消費税額の申告により確定した仕入控除税額

金 円
- 4 要補助金返還相当額 $(3-2) \times$ 補助金の確定額 / 当該確定額に係る補助対象経費の額

金 円

※積算内訳書、その他参考書類（消費税確定申告の写し及び添付書類等）を添付すること。